

境港市ごみ集積場所不法投棄防止対策設備設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年境港市条例第20号）第19条第1項に規定する集積場所（集合住宅の管理者と協議して定めた集積場所を除く。以下「ごみ集積場所」という。）への不法なごみの投棄を防止することを目的として設置する不法投棄防止対策設備に要する経費の一部を市が予算の範囲内において補助することについて、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、ごみ集積場所に次条に掲げる不法投棄防止対策設備を設置する自治会であって、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 不法投棄防止対策設備の設置及び維持管理を自治会が行うことについて、その構成員の合意を得ていること。
- (2) 不法投棄防止対策設備を設置する場所の所有者の同意を得ていること。
- (3) 自治会において別表1に掲げる事項を規定した不法投棄防止対策設備に関する管理運用規程を定め、記録した映像の流出防止措置を講じていること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付は、ごみ集積場所につき1回限りとし、補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる不法投棄防止対策設備の新規購入及びその設置に要する経費（既設設備の撤去又は移設に要する経費を除く。）とする。

- (1) 映像を撮影する機器
- (2) 撮影した映像を記録する機器
- (3) 映像を撮影及び記録している旨並びに自治会名を記載した標識

(不法投棄防止対策設備の機能等の要件)

第4条 不法投棄防止対策設備の撮影場所、機能等の要件は、別表2のとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（国、県、市その他の団体からの補助金その他の特定財源がある場合は、これらの額を控除した額）とし、上限を20万円とする。ただし、交付する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「申請者」という。）は、境港市ごみ集積場所不法投棄防止対策設備設置事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（別紙1）
- (2) 自治会合意書及び維持管理等誓約書（別紙2）
- (3) 設置場所の所有者の同意書（別紙3）
- (4) 不法投棄防止対策設備管理運用規程
- (5) 見積書（撮影・記録機器の購入費及び設置工事費が分かるもの）
- (6) 仕様書（撮影・記録機器の機能要件が分かるもの）
- (7) 設置位置図
- (8) 写真（設置場所の状況及び想定撮影範囲が分かるもの）

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めた場合に交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条1項の規定により補助金の交付を決定したときは、境港市ごみ集積場所不法投棄防止対策設備設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により補助金を交付することが不適当と認めたときは、申請者に対し境港市ごみ集積場所不法投棄防止対策設備設置事業補助金交付却下通知書(様式第2号の2)により理由を付して通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに境港市ごみ集積場所不法投棄防止対策設備設置事業実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 完了を証する書類(撮影機器及び記録機器の機能が分かるもの)
- (2) 収支決算書(別紙4)
- (3) 写真(設置したことが分かるもの)
- (4) 請求書又は領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、境港市ごみ集積場所不法投棄防止対策設備設置事業補助金交付額確定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、境港市ごみ集積場所不法投棄防止対策設備設置事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を補助事業者に交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表１（第２条関係）

不法投棄防止対策設備管理運用規程に規定する事項

① 不法投棄防止対策設備の管理責任者の設置及び守秘義務
② 撮影していることの明示
③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法
④ 記録した映像の利用・提供の制限
⑤ 苦情処理対応
⑥ その他不法投棄防止対策設備の管理運用に関すること。

別表２（第４条関係）

機能等の要件

撮影場所	次に掲げる全ての要件を満たす撮影場所であること。 ① 撮影範囲の概ね２分の１以上の面積をごみ集積場が占めること。 ② 撮影している旨を表示する標識を明確かつ適正な方法で表示できること。
撮影機器の機能要件 (記録機器内蔵型は、下記記録機器の機能要件も満たすこと。)	次に掲げる全ての要件を満たす撮影機器であること。 ① 作動時間が１日２４時間であること。 ② 夜間も人物等が識別できる撮影機能があること。 ③ 屋外用として使用できる防水性能があること。
記録機器の機能要件	次に掲げる全ての要件を満たす記録機器であること。 ① ２４時間常時記録できること。 ② 記録間隔が４フレームレート（１秒間に４コマ）以上であること。 ③ 外部記録媒体に記録した映像を複写する機能があること。
標識の掲示	撮影機器の設置場所に、撮影及び記録している旨及び自治会名を記載した標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。
記録した映像の漏えい防止措置	次に掲げる記録した映像の流出防止措置がとられていること。 ① 固定や施錠設備による記録機器の盗難防止措置 ② ネットワークシステム及び記録機器のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録した映像の流出防止措置